

◇大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 地方税法の改正により、同法附則第15条の11による固定資産税及び都市計画税の減額措置の対象が改修実演芸術公演施設から改修特別特定建築物に改められたことに伴い、様式等を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和8年5月29日）から施行することにしました。

（財政局税務部管理課）